

の講習で養成した四千五百四十九人は、まあ半分くらいは実地教育長として赴任してくるだろう、こういう考え方でやっておるのでしょうか。それじやお尋ねしますが、教育長として何ぼ赴任しましたか。この四千五百四十九人の大半半分くらい赴任して間に合うだろうと思つてやつた、大事な国費を使つて、そのうちからどれだけ行つたと言つておられますが、現実に事務取扱いで四千二百七十七というものがまだあつてゐる。こういう点はどうかなさるか。

こういう点に対して根本的対策が全然なくして、あまりにも便宜主義ではないかと思ふ。この四千五百四十九人のうち、この四月から教育長に行かれた者は実際何人いるのか。具体的にひとつお話しください。

○田中(義)政府委員 先ほど半数と申し上げましたのは、少し言葉が足りませんでしたが、つまり五万四千の有資格者の中から、半数くらいは教育長は得られるのではないかと。従つてそのあとの半分についての養成計画として一月から三月までに四千五百四十九人を講習した、こういうことになるわけでございます。さうように申し上げるつもりであつたんです。

一月から三月までに養成いたしました講習終了者の現状、どういふふうな、どこへ就職して行つたかといふことについては、ただいままだ報告等そろつておりませんので、はつきり数字は申し上げかねます。

○横路委員 私はどうも文部省の計画というものはよくござんたと思ふ。今年の一月から三月までに教育長の講習で養成した四千五百四十九人には教育長の資格を与えて、現実に市町村教育

委員会の教育長としてやらせる。ところが今市町村の教育委員会の教育長として何人行つてゐるかわからぬといふのは、とても今後教育長の講習とか何とかいふものに対して、国費を出すわけには行かない。

〔委員長退席、西村(力)委員長代理着席〕

この資料がないというのはどうもちよつとおかしいですね。そういうものに対して四月、五月、六月、七月と四箇月もたつてゐるのに、いまだ何人行つたか全然わからぬということでは、あまり大きな声は出したくないが、どうもおかしい。ところがもう一つは、全国の五万四千四百四十九人のうち、半分は赴任するだろうといふことは、二万七千人くらい行くといふことになる。

先ほどのお話では、五万四千人の半分くらいは何とか出さうといふことですが、市町村全部合せても一万に足りないんですよ。一体これはどういふところにあるのか。四千五百四十九人も講習して、何人赴任したかわからぬ。おそらく行つてないんじゃないかと思ひますが、こういうことどうするんではないか。

○田中(義)政府委員 なお数字の点について言葉が不足したようでございますから申し上げますが、半数というのは、教育長要員の半数、それが五万四千もおる中からは得られるだろう、こ

ういう意味だつたのでございませう。それから一月から三月までの講習の終了者の行方につきましては、これはなお教職員養成課等において調べればわかることと思ひますから、資料についてはさらにあらためて御報告するようにいたしますと思ひます。

○横路委員 ぼくはあなたのお話を聞いてよくわかつたのです。それは五万四千四百四十九人のうちですな。いわゆる全国の市町村は何ぼになりますか、九千三百七十三の半数はおそらく教育長の有資格者五万四千四百四十九のうちから行くだろう。そこで足りない残りの四千五百四十九を、あなたはここの一月から三月までに教育長の講習会で養成したはずなんです。計画はさうではございせんか。あなたのお話を聞いても、五万四千四百四十九のうちから、全国九千三百七十三の市町村教育委員会の半分のいわゆる四千五、六百はここから行くだろう。そこで四千四、五百足りないから、ここの一月から三月まで四千五百四十九人を養成しておけば、それで埋まると思つておやりになつたのではないですか。そういう考えであつたは実施したのだから、わざわざ今になつてこの附則の第六条をこ

ういふふうにする必要はない。あなた

の当初の計画はさうでございせんか。その点をお尋ねします。

○田中(義)政府委員 計画は確かにお話の通りの計画で参りましたが、しかし現実の状態を考えまして、少しでも違法の状態をなくしたい、かような考えからいたしておるのでございませう。

○滝井委員 関連して……。そうしますと、それは昨日私がお尋ねをいたしたときの答弁とは少し違ひます。現在百歩を譲つて、教育長の免許を持つてゐる人を兼任した場合には、あとになお教育長のいない相当の町村がある、そういうものを大体何年すれば文部省はこれを充足するかと言つたら、あなたは、その計画は現在わかりません、

こう述べたのです。ところが今横路さんへの御答弁では、五万四千四百四十九の中から要員の少くとも半分と、一月から三月まで養成したこの四千五百四十九人で埋めれば、大体これは埋まるという計画をお持ちのはずなんです。ところが昨日はさういふ計画はありま

せんという答弁で、きょうは計画があつたのですが、さういふように、文部省のさういふ一番大事な行政が、どうもきのうときと目と色がかわるようにかつたのでは、日本の教育といふものは実に私はたいへんだと思ひます。この点もつとはつきり、昨日が間違つておつたら間違つておつた、き

やうのがほんとうならほんとうだといふことを、局長から答弁していただかなければならぬと思ひます。何も局長をいじめる意味ではありませんので、ひとつしつかり願ひます。

○田中(義)政府委員 私は別に昨日申し上げましたことが私どもの考えておりますことと違つたつもりでもございせん。またきよう申し上げておりますことは、きようとして私は真実を申し上げてゐるのでございませう、もし昨日ときとでかわつてゐるところがあるとするならば、きよう申し上げてゐることが正しいこととございませうから、さうに御了承いただきたいと思ひます。

○横路委員 そこでせつかくさういふように文部省でたくさんこの教育長の講習を受けさせて、――初めは四千五百四十九人は教育長になるといふ約束をやつたものだろうと思ふのです。ところが資格だけとつて行かないといふのは、はなはだ思ひにくいことなんです。しかしそれにはそれだけの事情

があると思う。それで先ほど局長からいろいろの理由、いろいろの事情で教育長になれないのだと言われたのですが、そのいろいろの事情というのは、あるいはいろいろの理由というのは、何でございませうか。現実にあつたは四千五百四十九人を預かつて、多額の国費を使つてゐる以上、さつぱり赴任してくれないのだという理由が的確だろうと思ふのですが、その点はどうでございませう。

○田中(義)政府委員 まず一番困りますことは、教育長になることによつて、実は身分がかわつてしまふことです、その間恩給の問題その他いろいろ、さういふ身分の問題でも支障があるように思ひます。なお任地の点になり

ますと、これは僻村等になるとなかなか人を得がたい。たまたまのために出て来た者も、気分がかわつて現実に

行きたがらないといふようなこともあ

るやうでございまして、それ／＼の町村にびつたと合つ候補者を得るといふことが、いろいろ／＼な条件で、ただいま申しましたようなことも、おもな条件として、困難であると私も伺つておるのであります。

ら御承知の通りでございますして、法文を見ましても、教育委員会の処理するすべての教育事務をつかさどる、そして特に技術的な専門家の立場において、教育委員の仕事は補佐して行く、こういう重職にあるわけでございます。そこで助役をやりながら片手間で、そんな仕事ができるかというお話でございますが、私ももともと来たの姿として当然これは専任者の必要であることは、かねてから主張しておるところでもあり、なおまた法律もさうなことになるのでございますが、ただ各町村等の事情によりましては、きわめて例外ではございませうけれども、場合によつて両者あわせて兼務するということも、また認めなければならぬ。さういふ法案と相なつたものでございませう。

○横路委員 私局長にお尋ねしたいのですが、今のところ非常に重要なんです。それはどういふことかという、あなたが御承知のように、町村長はできれば教員に対する人事権をにぎりた。ところが今日教育長の仕事は何かといえば、実際にはこの市町村の教員の人事異動に際して案を立てて、教育委員会の承認を得る。その大事な仕事をすると、助役が人事に関する案を立てて、教育委員会の承認を得るといふことになれば、助役が教育長を兼ねるとはいないが、現実には市町村長は教員の人事権を掌握することになる。せつかく市町村に教育委員会法によつて教育長を置く制度を明確に定めておきながら、教員の人事権について非常に混乱を来すような、そういう助役との兼任ということは、私は教育委

員会法の精神に相反するものだと思うのです。教育委員会は不当な干渉圧迫を排除してやるということは明瞭になつておる。あなたは大事な教員の人事権について、助役が兼任をしてやるという点について、全然考えを及ぼさないでしようか。この点については何ら弊害がないとお思いになりますか、さういふ危険性がないとお思いになりますか、お尋ねいたします。

○田中(義)政府委員 助役と教育長の兼任は、文部省としては決して望ましい事態とは考えてはおりません。ただし、申し上げますように、わが国の町村の実際等から考えまして、その実情に即する便宜処置として考えておるものでございませう。

○横路委員 鈴木次長にお尋ねしたいのですが、これはあなたの方の要望によつて入れたものでしょうか。今文部省としてははなはだどうもこれは賛成できないのだというのを言っているのです。文部省として賛成できないものをわざ／＼附則の第六条によつてやつて来たということになると、これは何か自治庁の方で市町村長の意向でも入れて、いろ／＼勸案をしてやられたものか、全然あなたの方はタッチしてないのか、この点ひとつ明確にしたいだきたいと思ひます。

○鈴木(俊)政府委員 お答えいたします。この第六条の改正案は、政府といたしまして閣議で正式に決定をいたしましたして、内閣から提出した法案でございます。従いまし政府といたしましては、現在の町村の教育委員会の実情にかんがみまして、かような措置はやむを得ないこととして必要であるといふふうに考へて提案をいたしましたので

あります。

○横路委員 やはりこれは局長の方が正直でよきさうです。それで私はもう一度お尋ねします。この第六条をこういふようにわざ／＼改正しなければならぬとは、今日わずかに十七人ぐらゐの兼任で、だれが考えたつて必要を認めないように思ふのですが、その点一体どうなのか。それからもう一つ、重ねて今私が申し上げました市町村教育委員会の一番大事な人事権について、一体助役を兼任させた場合に、その人事の異動について、いわゆる市町村長の干渉を排除するためには、運営上どういふような点についてあなたは考へていらつしやるか。その点もあわせてお尋ねします。

○田中(義)政府委員 先ほども申し上げましたように、この兼任をしばらく認めるという措置につきましては、地方の実情等を勘案いたしました。やむを得ない措置と考へておるのでございます。従つてこれによつてなるべく違法状態を少くしう、こういう考へ方なのでございます。それから人事の公正をはかるについてどういふことを具体的に考へるかというお話でございますが、おそらく助役が兼務するといふようなそういう教育委員会は、よほど實際からいたしまして、兼任を認めざるを得ないような町村であらうと考へるのであります。そういうふうな場合は、教育委員会としても、また町村側といたしまして、相当双方の円滑なる連絡協力を期待できる次第でございます。従つて助役としても、他面教育委員会の指揮監督には服するわけでございますから、従つて教育委員会本来の立場に立つて人事を処理すべき

であり、またさうに私も期待をするのでございませう。

○大石委員 私はきのうから局長さんのおつしやることを黙つて聞いておりました。ところがあなたのおつしやることは実にしどろもどろで、あなたが局長さんであるといふことは実に驚くべきことで、あなたのような人に月給を出すことは、実は国民の血税をしぼられておると、私は痛感するやうな一人でございますが、一体この教育の民主化といふものは、どういふふうにして教育の民主化ができるのであるか。それからもう一つ根本にさかのぼつて、一体あなたはこの教育委員会の制度といふものを、日本の全市町村がどれほどいかに御存じでございますか、御存じでございますか。あなたは一体この制度をよい制度であると思つていらつしやるか、あなたの私見を伺いたい。

○田中(義)政府委員 私はここで私見を申し上げることは差控へさせていただきたいと思つてございませう。文部省としては、ともかく教育委員会は御承知のような経過によりまして、法の施行によつて各市町村に設置を見ただのでございまして、すでに設置を見ただのでございまして、法趣旨に従つてこれを育成して行こう、こういう立場に立つて今日まで参つておるのでございませう。

○大石委員 あなたは全国の市町村長が、この教育委員会制度といふものを置かれることは非常に困ると思つて、あれほど反対したことを御存じでございますか。その反対したことを、この法律でもつてこつしてまたこの第六条

を改めて、わずか十七人の助役でもつて兼任さうという、こうしたあなたのおつしやることは、私はきのうから黙つて聞いておつて、ふに落ちない点が多々あります。私は日本の民主化は教育の民主化にあると思ふ。こういうやうな制度を置いておいて、よいか悪いかこれをはつきり聞きたい。あなたははつきり言えぬのですか。こういう法律を置いておいてよいか悪いかわいことを。真に日本の民主教育のために私は聞くんです。それをはつきり言えないのですか、はつきり聞かしてくださう。

○加藤(精)委員 ただいまの大石さんの質問に関連いたしましたので、一言御質問をいたしたいのでありますが、教育委員会の可否について初等中等教育局長さんだけに責任を負わせることは、これはあるいは困難かと存じておるものでございませう、それでその点につきましては、なおまた上司に來てもらうとか何とか方法をとらなければならぬと思ひますが、現在の法律及び予算のもとにおいて、最も違法を少くして進んで行こうという考へだといふことに、私は考へるしかなく、そういうやうに考へております。その点につきまして、大石さんにしかられるかも知れませんが、現実問題として議事を進めていただきたいと思ひますが、その際に私のふしぎに思ふのは、先ほどの御発表の際に、事務取扱をしておる四千二百七人のうち、約四分の一が助役の兼務になつてゐる——これは私の聞き違ひでございしたら、御訂正をいたしたいのですが、四分の一くらいが助役の兼任でありまして、しかもそのうちの二割くらいが新しく緩和さ

れた教育長の有資格者になるのじやないかというお話がございました。それにしてもきわめて少人数しか法律的には認められる教育長にならないわけでございますので、ここで思い切つて、いかに制度をそろえましても、平衡交付金の配付は全国の町村の二箇村に一人くらの予算の配付しかないのでありまして、非常な財政的困難な状況にあるわけでございますので、いつまでも日陰者のように、正式の教育長になれないで事務取扱いで置くことは、情としてものびないことでございますので、教育職員免許法による教育長の資格があるなしにかかわらず、助役を今年度限り、平衡交付金がこんなに増待されることは今年だけだろうと思ひますので、今年度限りましては助役を教育長に兼任せしめ得るとするか、あるいは教育長の職務を行ひ得ることになったりあがまして、そうして日陰者みたいな形になつてゐる兼務教育長を、明るい気持で仕事を教育長にしてあげたいような気がするのでございます。その点につきまして、文部省の初等中等教育局長さんの御意見と、それから自治庁の次長さんの御意見を承りたいと存じます。

○田中(義)政府委員 ただいまの御質問でございますが、文部省としての考え方、態度は、しばしば申し上げておる通りでございます。それからただいま加藤委員の御質問でございますが、四分の一と申しましたのは間違ひはございません。なおさらに教育長の資格云々をやめて、そうしてこの年度限り助役兼務を認めたらどうかというお話でございますが、これも実際問題としては、あるいはやむを得ない措置、それを取消しをいたします。

○鈴木(俊)政府委員 ただいまの加藤委員のお尋ねにお答え申し上げます。自治庁といたしまして、御指摘のような方法につきましては、研究過程におきましては、研究をいたしたのでありますけれども、政府といたしましては、やはり教育長の免許状を有しない助役についてまで、かりに短い期間ではありますけれども、そこまでの兼任を許すというのをいたしますにつきましては、なお研究を要するものがあるというところで、かような原案におちついた次第でございます。

○加藤(精)委員 ただいまの政府の同幹部の御説明によりますと、数千人の助役さんが資格なしに教育長を兼務しておることにつきましては、きわめてこういう日陰者のような気持で執務しておる状況がかわいそうである、それでできるだけの法的にもそれを認められたような形で、しつかり仕事をさせたいというようなお気持ちが十分あります。本件の改正案におきましては、教育職員免許法に定める教育長の免許状を有する助役とあるが、その助役の頭文字の文章の方は、これを削除した方がよいのじやないかという、相当濃厚な主張があつたのだけれども、最後にこうなつたのだ、そういうふうな事実があつたことに了解してよろしゅうございますか。これは修正案を出します上において、たいへん参考になる事柄でございますので、その点初等中等教育局長にお尋ねいたします。

○田中(義)政府委員 内部事情を申し上げるのははなはだ適當でございませぬ。先ほど申し上げまして、非常におしかりをこうむつたわけでございますから、その点は遠慮させていただきます。

○藤田委員 きようは幸いに自治庁の次長と初等中等教育局長が見えておりますので、大達大臣がおらぬでも、いづれ大臣はいつても呼びますから、来ておる人に対しては十分お聞きして、しかる後に大臣を呼ぶことにしたいと思ひます。鈴木さんにお伺ひしたのですが、町村の教育委員会制度というものは、地方自治の観点から存続させた方がいいかどうか。これは政府委員としては、現行制度が現存する限りは存続させるといふ意味の御答弁があるけれども、自治庁の關係されておる全国町村会、その他の有力な団体におきましては、財政の実情あるいは教員の人事のいきさつその他からしまして、この制度を廃止したいという強力な意見が出ておるわけでありまして、将来の方向として、もしこの制度を廃止するというようなことになれば、自治庁の改正案にこれを入れておくことは適當ではない、むしろこの際なるべく教育委員会制度に関する規定は、新しく設けない方が適當ではないかというふうな感じもいたしますが、なるべく短刀直入のお答えをお願いいたします。

○鈴木(俊)政府委員 市町村教育委員会の存廃については、各方面にいろいろ御議論があることは、私もよく承知しておりますが、現行法におきまして、市町村教育委員会制度が明確に規定されております以上は、その円滑なる施行についてできるだけ支障がないように、政府としては配慮いたしたいということ、実はかような第六条の規定の改正案を提案した次第でありまして、将来この市町村教育委員会制度をどうするかということ、はなはだ形式的な御答弁になりますけれども、地方制度調査会で審議中でございますので、その結論を得た上で考えて参りたいというやうに考えております。

○藤田委員 ただいまの次長の御答弁であります。現行制度があるし、それを円滑に運営するためには、今回の改正案がよろしいというやうなお話でございますが、現在の市町村の行政の約七割以上は国家の事務であります。そうして町村の三役たる助役の仕事は山積しております。町村長は公選されておつて、いろいろと仕事が多い。従ひまして事務の實際の統轄者としての助役の責務は、ますます複雑多岐にわたつております。この際におきまして、教育長というやうな要職を兼務させるということは、市町村行政の現状からしまして、不適當であるということ、私は考へるのであります。従ひましてこの際教育長は別個に設くべきでありまして、私たちはこういう過渡的な便法によりまして、さなきだに事務輻湊しておる市町村行政に多少のひびが入るといふことを憂慮するのであります。この点はどうかどういふやうにして調整されるつもりでありますか。これがほんとうに腰かけの、名称のみの、尾崎行雄氏の名譽議員に當るやうな意味の教育長であれば、けつこうであります。しかし実際的な権限を持たせて、執行機關の事務をやらすということになりますと、助役では絶対執務できないというの、現在市町村の行政の實際であります。その点の調整をどういふやうにやられるかをお尋ねいたします。

○鈴木(俊)政府委員 市町村教育委員会制度の趣旨から申しますれば、御主張のごとく、専任の教育長をすべの市町村教育委員会に設置するということは、もちろん理想でございますけれども、これにつきましては、先ほど来いろいろ文部省の方からお答えがございましたように、いろいろの事情によつて、今日實際問題といたしまして、さういふ専任をすべてに置くということが不可能な状態でございまして、助役が事務の取扱ひをいたしておる、あるいは兼任しておるといふのが少からずあるわけでございまして、しかも自治法上は助役がさうな形で事務を兼ねるという事は禁止されておる次第でございます。さうな法律上の食い違いを調整することが、實際の必要に應ずるゆゑんであるう、かように考えた次第でございます。

○藤田委員 ただいまの次長の御答弁によりますれば、改正の原案にある教育長の免許状を有するという制限は、むしろない方がいいのではないか。

【西村(力)委員長代理退席、委員長着席】

これは事務の實際上の円滑な運営からすれば、むしろこういう免許状をとるために、特殊な講習を受けたという時間的な浪費は非常に大きなものであります。そういう意味におきまして、ただいまの次長の答弁をまともにとれば、こういう形容詞を省いて無制限に助役という資格に教育長兼務の道を開いてやるといふことならば、この改正案が生きて来るのではないかと思ひます。どうお考えでありますか。

○鈴木(俊)政府委員 教育委員会制度が専任の教育長を持つたものとして完全に施行されますまでの暫定的な段階におきまして、便宜のためにやむを得ない實際の必要に應ずるゆゑんだと考へるわけであります。その際に便宜の方を非常に強く考へますならば、御指摘のようなことは一案だと思ひ、でありますけれども、政府といたしましては、やはり教育委員会制度の本旨から申しまして、教育長といたしましては専任の資格を有する者でなければならぬというところから、もしも助役が専任の教育長の資格を持つておる者ならば、これを兼ねさせるという便法を講ずることは、教育委員会制度の本旨を殺すことにはならないであらうというところで、かようなふうにい

○藤田委員 田中局長の御意見を今の問題に關してお伺ひしたいのでござい

ますが、教育長の免状を有しなくても、現在の自治体の三役として助役にある人は相当の見識を持つております。従ひまして免許状というやうな煩雜な資格要件がなくても、地方教育委員会の事務の運営には實際支障がないのじやないか、これは單なる肩書、空名を法律上うたうにすぎないのじやないかという声がありますが、どういうお考えでありますか。

○田中(義)政府委員 その点につきましては先ほど少し私申し上げ過ぎたのでござい

います。確かにそういうふうな

いう／＼意見がござい

ます。ただ一応教育委員会法の建前をとりま

すと、教育長の資格を持たない者が教育長をやるといふことは、その点からい

うと非常に今根本をくずす、こ

ういふうなことから、やむを得ない兼任に

しても、せめてその点だけは確

保したいといふことから、ただいま次長の言

われましたように無難な提案をしたとい

う実情でござい

ます。

○藤田委員 そうしますと、さなき

だに財政難にあえいでおります市町村

が、助役の教育長としての出張旅費そ

の他いろいろ複雑な問題が起きて来る

と思ひますが、この改正案に伴う教

育長の免許状を有する助役の兼務の場

合におきまして、講習その他の財源措

置を何か考へてありますかどうかで

すか。

○鈴木(俊)政府委員 これは財政計画の上におきまして、半數の市町村に専任教育長が置かれるという建前で規定をいたしておきまして、その他の市町村につきましては、教育長自体についてござい

ますが、教育委員会なり事務

部局につきましては財政計画上の措置

をいたしておりますので、全体として

やつて行けるのじやないかと考へてお

ります。

○北山委員 先ほど来自治庁の方のお話を聞いておりますと、結局教育委員会法の精神からして、教育長と助役が兼任するといふことは好ましくないといふことを、はつきり認められたと思うのですが、そう解してさしつかえありませんか。

○鈴木(俊)政府委員 これは原案にも

ござい

ますように、当分の間というよ

うに時期的に限定をいたしてござい

まして、かように時期的に限定をいたし

したゆゑんは、本来の姿をそのまま実

現できるやうなときになりますれば、

かような兼任という暫定の措置はやめ

るといふ考へ方であり

ます。

○北山委員 本来の姿でない、やむを

得ないから当分やるんだといふことに

なりますと、われ／＼は、政府の方針

としては本来のものでないものを逐次

少くして、本来のものにもどして行く

という方針をとるべきだと思ひので

すが、いかがでしようか。

○鈴木(俊)政府委員 その通りでござ

い

ます。

○北山委員 そうしますと、この第六

条の改正案は、むしろ現在の十七名と

いう兼任のものを認める以外に、さら

に助役兼任のものがどん／＼出て来る

ことを認めるように見えるのですが、

いかがでしよう。

○鈴木(俊)政府委員 兼任と申します

か、たとえば事務取扱ひという形の

ものが實際的には兼任だと思ひます

が、さういふものの中で教育長の資格

を有する者が、新たに就任するとい

う場合にござい

ましては、しかもその際に

専任の教育長を得られないといふた事

情があつて、その町村としては暫時さ

ういふ資格を有する助役に兼任させる

ことが一番適當だといふたやうな事情

があり

ましたときには、あるいは今後

新たに兼任するといふことが生ずるか

もできませんが、しかしさういふこと

もできるだけなくして専任の教育長を

置くやうにすることが望ましいと思ひ

ておる次第であります。

○北山委員 その方針が進むというな

らば別の方法で専任の教育長を置くよ

うに努めるべきであつて、第六条のよ

うな方法で行くと、むしろ本来のもの

でないことがだん／＼廣くなつて来

る。このことはどうしても認めなけれ

ばならぬのではないか。第六条の規定並

びに現在の教育長設置の現状からい

ましてかように見えるわけではな

い。に教育長の資格者が全然ないとい

うならば別でありま

すけれども、今伺

いますと何方も有資格者があ

る、そしてそれが教育長に就任しないとい

う別な事情が出て来

ているのだとい

う別な御説明がありま

すから、むしろ別の

障害を排除する正

しい方法ではない

か、かように考へるのですが、そのや

り方と第六条の改正案というものは矛

盾するのではないかと思ひますがいか

がでしよう。

○田中(義)政府委員 専任の教育長を

置くといふことは、これは法律がさう

いふふう

に規定してござい

ますので、法律を守りますならば、さうすべき

ものなのであります。ただ實際からし

ての期待しない状態がござい

ますので、それをできるだけ少くするた

めのこれも一つの方途なのでござい

まして、お話をう

たうに他の臨路等につ

いて、これは文部省としてもいろいろ指

導、助言等の形において努めておるこ

ろなのであります。

○北山委員 これは別な角度からです

が、自治庁の方に伺ひます。助役が教

育長を兼任するといふこと、これは委

員会法の精神からして好ましくない、

一方地方の市町村の行政面から見ま

しても、好ましくない面が出て来るほ

のではないか、と申しますのはなるほ

どさつき質疑のありましたように市町

に努めるべきであつて、第六条のよ

うな方法で行くと、むしろ本来のもの

でないことがだん／＼廣くなつて来

る。このことはどうしても認めなけれ

ばならぬのではないか。第六条の規定並

びに現在の教育長設置の現状からい

ましてかように見えるわけではな

い。に教育長の資格者が全然ないとい

うならば別でありま

すけれども、今伺

いますと何方も有資格者があ

る、そしてそれが教育長に就任しないとい

う別な事情が出て来

ているのだとい

う別な御説明がありま

すから、むしろ別の

障害を排除する正

しい方法ではない

か、かように考へるのですが、そのや

り方と第六条の改正案というものは矛

盾するのではないかと思ひますがいか

がでしよう。

○田中(義)政府委員 専任の教育長を

置くといふことは、これは法律がさう

いふふう

に規定してござい

ますので、法律を守りますならば、さうすべき

ものなのであります。ただ實際からし

ての期待しない状態がござい

ますので、それをできるだけ少くするた

めのこれも一つの方途なのでござい

まして、お話をう

たうに他の臨路等につ

いて、これは文部省としてもいろいろ指

導、助言等の形において努めておるこ

ろなのであります。

○北山委員 これは別な角度からです

が、自治庁の方に伺ひます。助役が教

育長を兼任するといふこと、これは委

員会法の精神からして好ましくない、

一方地方の市町村の行政面から見ま

しても、好ましくない面が出て来るほ

のではないか、と申しますのはなるほ

どさつき質疑のありましたように市町

村長が助役を通じて教員の人事権に介入して来るというおそれも半面にはありますが、逆に助役というものが市町村長の補助機関でありながら、教育の運営に当る執行機関という強力な権能を別に持つておるということからして、町村長をしのぐところの権限を持つて来るのではないかと、それが町村長の補助機関としての助役の地位を不当に高めることになる、そのことからして、まずいことが実際の例として出て来てるのではないかと思ひますが、そういう角度からして自治庁としてはやはり兼任は不適当である、かように考えないでしょうか、その点をお伺いしたい。

○鈴木(後)政府委員 御心配になれますような点は、確かに十分注意しなければならぬ点だと考えます。教育委員会制度の方にも必ずしも適当でない影響を与える事とともに、あるいは助役制度の方にも同様の影響を与えるということが全然無効だとは考えられないのであります。でありますから、実際問題としては相当の注意を必要としたかと思ひますが、しかしかような助役を教育長に兼ねしめるといふことは、市町村長と教育委員会との間に十分話し合いが付き、その市町村としてはそれが一番適切な実際問題としての解決方法であるという結論になつて、さようなことが行われると思ひのでございまして、かような暫定的な期間において便法としての兼任を認めるというものは、ひとりこのような場合だけでなく、その他においても考えられることとありますので、その程度のこととはそう大きな支障はないのではなからうかといふに考へる次第であります。

○北山委員 先ほどなたかからもお話がありました、全国町村会の役員会では、地方教育委員会というものをやめてしまふという申合せをしたといふふう聞いておりますが、それは聞いておられますか。

○鈴木(後)政府委員 全国町村会にさうな意見が出ておる、またそれについて何か決議が行われるというような趣は承つております。

○北山委員 そうしますとこれは全国町村会の幹部のそういう意向ばかりでなく、私もが町村長に会えば、もうたがいの人はあいつうつまらないものをつくつたが、早くやめてもらいたいという意見を漏らすのであります。そこで当該のそれ、実際に委員会を設置する市町村において、市町村長がそのような反対の意見を持つておるものを押し切つて、あくまでもやるというのは、教育委員会法の精神——教育の運営をほかの支配から守ろうというやうな精神から設置された教育委員会法なんでしょうが、それに対してこのやうな暫定的な規定、助役兼任という却するやうな暫定的な措置をどこまで大して行くかというのを容認してまで、こんな無理をしてまでこの教育委員会を残存して行かなければならぬのかどうか。その点について御見解を聞きたいと思ひます。これは文部省と両方にお伺いしたいと思ひます。

○田中(義)政府委員 いろいろお話のように市町村長側に反対意見があることもよく承知をいたしているものでありますけれども、ただ私どもの立場としては、

ては一応現行法を守つて行く。こういうことで先ほど来も文部省の態度としての方針を申し述べているのであります。ただできるだけ現行法をスムーズにして行く必要があるもので、その点に關しましてまた今回の提案も一つの措置ですけれども、その他につきましても私もその施策をやつてゐるのであります。

○鈴木(後)政府委員 自治庁といたしましては市町村教育委員会制度についていろいろ議論がありますことは、十分承知をいたしてゐるのであります。また、この将来の問題については、たゞいま地方制度改革の中の一つの問題といたしまして、いろいろ研究はいたしておりますが、しかし政府といたしましてはやはり市町村教育委員会を今日法律上実施いたす建前になつてゐるわけでありまして、目下の段階において、いかにその施行を円滑にやるかというところに第一義を置いて考へてゐる次第であります。

○伊瀬委員 局長にちよつとお尋ねしたいのですが、先ほどいろいろな事情で教育長が就職されないといふことをおつしやつたのですが、そのいろいろな事情の中に、たとえば恩給なんかの關係もあるとおつしやいました、その他にもいろいろな關係があるのは御存じでしょうか。

○田中(義)政府委員 その他にも、さつき申し上げましたように恩給というものも、一つの待遇の点になると思ふのでありますけれども、待遇の点もあると思ひます。それからまた任地の点もこれには僻地になるとは得がたないやうであります、大体おまな点はそんなふうな考へております。

○伊瀬委員 私の知つてゐる範囲においては、せつかく講習会を受けて、受けた人は就職する意思があつても、それを採用する町村がないといふことを聞いておりますが、そういうことは御存じでしょうか。

○田中(義)政府委員 その点については私もあまり具体的なことは承知いたしていませんが、何か個人的ないろいろな事情等があるのではございませんでしようか。そういうこともあり得ると思ひます。

○伊瀬委員 その問題でありまして、それをわからぬとおつしやるので、それからぬはすはないと思ひますが、そういうやうな講習を受けた人がせつかく就職する意思があつても採用しないといふのは、それに対する町村の負担という問題が大いにあると思ひますが、そういう点の考へはどういうふうな考へておられるでしょうか。

○田中(義)政府委員 財政上の問題といたしまして、すでに御承知のことと思ひますが、教育長は二十八年に約その半数を基準財政需要額に見ているわけでございますから、従つて全員の設置の場合の国としての財政措置が完壁とは申せません。従つてそういうやうな点についての財政上の不足から、さうなこともいろいろ待遇上の点について響いておるかも知れませんけれども、また別な何かその町村の財政といふことが、直接に響いておるかも知らないと思ひます。

○伊瀬委員 それではお尋ねします、教育の民主化のために、市町村に教育委員会を設けられたのであります

が、非常に有能な人が教育長に就任されるのならば、教育の民主化のために非常にけつこうだと思ひるのでございませう。およそ私の承してゐる範囲においては教育長になられる人は、もう教員生活を二十年も前にやつたといふやうな七十四、五才の人で、実に老いぼれの人が講習を受けておられる、そういうやうな人がほんとうに教育の民主化のためにやつて行けるかどうか。ただ町村役場の書記と札を並べて給料をもらつておられますといふやうな人が私は多いと思ひますので、さういふことでこの教育委員会が一体前進できるやうな考へを持つておられるかどうかお聞きします。

○田中(義)政府委員 当局としてはやはりつばなそれ、適當な実力を持つた教育長の就任せられることを期待いたしておるものでございまして、お話を考へたことには遺憾だと思ひますが、それはまことに遺憾だと思ひますので、さうなことの出来ないやうに私も各市町村の教育委員会において善処されることを希望いたします。

○伊瀬委員 あつたらというのじやなしに、現にそういう事実が現存しているのでもございしますが、そういうことをお知りじやないですか。

○田中(義)政府委員 多い中でございしますから、さういつたやうなことも確かにあると思ひますが、私ども具体的にとどこにさういふことがあつたといふところまでは何つてはおりません。

○伊瀬委員 そういふ人でもただ間に合せのために一時入れて置く、同時にさういふ人も得られなために町村役

場の助役さんにこれと兼務してもらう、それでもいいのだという考え方だと思ふのか、これは基本的な考え方だと思ふのです。教育の民主化のためには、つばなよい教育長を得なければならぬのであるが、それが得られないために、助役さんでもいいから間に合せておこうという考え方、こういう改正案を出されたかどうか。

○田中(義)政府委員 先ほど来申し上げましたように、本来の建前としては、つばな教育長たる資格を持つた専任教育長がほしいのでございます。ただ実際の問題からして、やむを得ず教育長の兼務をこの範囲において暫定的に認めたい、こういうことなのでございまして、これはどこまでも暫定措置なのでございます。

○西村(力)委員 教育長の免許状を有するといふくだりの免許状は、普通免許状と仮免許状両方さすのだらうと思ひますが、仮免許状を与えることのできる基礎資格といふものは、そういうものはどうなつておるのでございませうか。

○田中(義)政府委員 教育職員免許法の別表七にそれが規定されておりました。一級普通免許状は「教育長の二級普通免許状」を持ち、さらに「教育長、校長又は官公庁若しくは私立学校における教育事務に従事する職」というふうになつております。それからさらに二級普通免許状、教育長の仮免許状でございまして、その仮免許状については「教員の二級普通免許状」を持ち、そして教員たることを五年、それから「校長又は指導主事の普通免許状」で「校長又は指導主事」の職にあること、さらに「官公庁又は私立学校における

教育事務に関する職」を五年以上というふうな規定になつております。

○西村(力)委員 最後の説明ですが、いただいた資料によりますと、「官公庁又は私立学校における教育事務に関する職」を五年やれば、第二欄にある資格がなくても、仮免許状を与えるようなことになつておりますが、その通りなんでしょうか。

○田中(義)政府委員 そういうことになりません。

○西村(力)委員 そういたしますと、役場なんかで学事主任とか何とかを五年間やられたといふことになれば、そのことによつて教育長の仮免許状を与えられるとか、与えることができる、このようになるわけですか。

○田中(義)政府委員 そういうことになりません。

○西村(力)委員 そういたしますと、先ほどは免許状を有する助役が十七人だと言われましたが、そのようなことではなく、村役場の実態を見れば、長いこと役場におられる人は、学事主任を何年とか、会計何年とか、庶務何年とか、経理を何年とか、そういう人が助役になつておることが相当多いと思ひます。そうすれば、その人から請求があれば仮免許状を与えることができる、このようになるわけなので、わずか十七人というふうな先ほどの御答弁は当たらないように私は思ふのですが、いかがでございませうか。

○田中(義)政府委員 私の方の統計数にはさうなつておるのでございませう。

○西村(力)委員 十七人限りですか。将来調査した結果そういうものが出て来れば、どん／＼と与えて行くといふ

方針をとり、また何らかの方法でもつて助役に教育長の資格を与えようという、こういう施策をやられるかどうか、この改正が通つたことをいふこととして、どん／＼助役にそういう便宜措置を与えてやるというふうな計画がおりますかどうか。

○田中(義)政府委員 本案が提出になりました趣旨も、なるべく適法な状態下にあることを選べたい、それを少くしたいという目的でございまして、従つてこの法案が通りますならば、その法案の趣旨に沿つて、できるだけそれらの人を教育長兼務として行くことに相なると思ひます。

○藤田委員 議事進行。この委員会はまだ約十件の法律案を背負ひ込んでおるのであります。非常に重大な法案ばかり懸案となつて、まだ審議もほとんどやつていないような貧弱な状態でありまして、委員長にお願いをかねてお伺いをしたいのですが、自治庁長官は郵政大臣を兼務されておられるからほとんど出て来られない、法律の提案理由の説明だけでもあります。それを補佐すべき政務次官が全然姿を見せない、こういう状態ではわれ／＼は自治庁から出しておきます法律案を絶対通さない。誠意が全然見えないのであります。昨日も一昨日も政務次官はそのあたりをうろついておつたのに、委員会に出て来ないのであります。どういう考えで政務次官は出て来ないのであるか、何か委員長まで通告があつておりますかどうか。私は当委員会の運営上重大な問題でありますので、この際議事進行に關連しまして、委員長の見解を伺つておきたい。

○中井委員長 事情については承知をいたしません。よく取調べの上申し上げます。なおちよつと申し上げますが、今ごろの通り大達文部大臣が御出席になりました。で、得るならば、この際大臣に対する質問を集中せられたいと存じます。

○西村(力)委員 ただいまの答弁を聞きますと、現在十七人というぐあいでありまして、将来においてどん／＼助役に免許状を与える方策をとりたい、こういうことでございまして、が、そうしますと、五万何何の有資格者があつたから、専任としては二千人しかならないような現状であるとするならば、勢ひ助役の方にほとんど免許状を与えて、この法案が改正になつたのをいいことにして、このような方策をとられる、かように将来の見通しとして考えなければならぬ、それをねらつておる。現在ではわずかで、そういう人々が正式に教育長の職務をとれるようになるのだ。わずかで埋めるのだという考えでありますけれども、その将来の考え方をいろいろ答弁から帰納してみますと、そういうぐあいに考えられて来る、そうしますと、日本の市町村の教育委員会の半数以上は、助役兼任によつて占められて来る、ほとんど大部分がそれで占められて来る、かように思はざるを得ない、そういう姿に變貌して行くといふことは、そも／＼教育委員会を設置した、あるいは教育委員会法の根本精神に反する方向をたどるので、かように考えざるを得ないので、これに對する大達大臣の御見解を承りたいと思ひます。

○大達國務大臣 前からの御質問を突

は聞いておりませんので、ちよつと途中からでわかりかねるのであります。もう一つ二つ政府委員から答弁させます。

○田中(義)委員 今のお話でございませうけれども、どこまでもこれは暫定例外措置でございまして、私どもは例外は嚴重に戒飭して行きたい、かように考えております。

○西村(力)委員 そういふことを答弁されたのじや、先の答弁といつても違つて来るのです。現在は十七人の何しかないけれども、仮免許状を与える基礎資格といふものはこれしかないのだから、こういうところを利用して、ほとんど仮免許状を与える方策をとり得るのです。そういう方法をとられると、相当の比率を助役兼任によつて占められる結果になる、しかも合法的な立場において占められる結果になつて来る。これは教育委員会法の根本精神をゆがめることになるからならぬ、大臣の見解を聞きたいという簡單な問題です。

○大達國務大臣 この第六条の規定であります。これは現在の実情にも考慮をしまして、教育長の免許状を有する助役に限つて、当分の間暫定的に兼任を認める、こういう趣旨でありまして、教育長の免許状を有する人々から専任の教育長を採用できますようになりまして、事態に伴つて、漸次助役の兼任をやめて行く、こういうことを期待しておるのであります。

○北山委員 大臣に根本的なことをお伺ひしたいと思ひます。市町村の教育委員会制度というもの、昨年の秋に關係の市町村が猛反対をした。しかも

運営をいわゆる政治その他の外部の支配から守つて、民主的な教育をするためには、どうしても市町村に教育委員会を置かなければならぬということでは設置されたわけです。そこで現在の地方教育委員会が好ましいものであるかどうか、現在のままでいいかどうか、あるいは設置された当初においての教育委員会法の精神をどう／＼伸ばして行くべきであるかどうか、そういう基本的な点について、あらためて大臣の見解をお伺いします。

○大達國務大臣 市町村の教育委員会を設置するというのが実施せられた趣旨につきましては、ただいま御指摘の通りであります。ただ実施せられた当時、比較的に実際の準備が十分でなかつた点がありまして、実施後において市町村との間にもいろいろな関係があることも承知しております。ただ何分にも実施間もないことではあります、今後あるいは予算の面におきまして、漸次これを整備充実をして参りまして、制度の趣旨に沿うようにこれを育てて参りたい、今日はまだ日の浅いことでありますから、今ただちにこの功罪を論じて、これをやめる方向に持つて行くというふうには考えておりません。これをできるだけ育てて制度の趣旨を伸ばして行きたい、かように考えます。

○北山委員 そうしますと、先ほど局長さんからお話ですと、やはりそういうような教育委員会法の精神を伸ばして行く上において、教育長の助役兼任は好ましくないということである。局長さんもあるいは自治庁の方もそういうふうな見解であつたわけです。ところが現在この改正案としての第六条の

改正、そうして助役の兼任、しかも教育長の兼許状を有する助役の兼任にしまして、とにかくこの兼任をさらに認めていくということは、事実上現在の助役兼任の幅を、どん／＼広くして行くというところも認められていたわけでありまして、そうすると、ただいまの教育委員会法の精神を、もつといういろいろな条件を整えることによつて、実現して行くというふうなお気持ちに相反するように思われるのですが、その点どうでしょうか。

○大達國務大臣 私の承知しておりますところでは、教育長は専任の資格のある人で、そうとうことがむろん望ましいのであります。しかし制度の上においては、資格は必要でありまして、必ずしも専任でなければならぬということにはなつていないと承知しております。その所在の小学校の校長さんがその資格を持つておれば、教育長を兼ねられてもいいことになつております。この第六条にありますが、これは、地方自治法におきまして、助役の性質にかんがみまして、助役が他の常勤の職員を兼ねることができないというところで、助役の方から来ておる規定であると思つてあります。ただ今日教育長を得ることが困難な実情にありまして、地方自治法の方の規定をしばらく猶予していただいて、当分助役の兼任の道を開いて手伝つても

○北山委員 ただいまのお話では、大臣はどうか教育委員会法の精神をよく知つておられないようであります。なぜ助役が教育長を兼任してはならないか、それが本則でないというところは、教育委員会法の精神から生まれて来る

のであつて、自治法の精神から生まれて来るのではないのであります。要するに教育の運営というものを、市町村長とかそういう外部のものから支配から独立させようというところにその精神がある。しかも、教育長というものは委員会の重要な執行機関であります。その属のかなめみたいな仕事をします。それが市町村長の補助機関と兼ねるといふことは、教育委員会法の精神からいへば本則ではない。先ほど来議論して局長さんもそれを認めておられる。そういう点と今の大臣の考えとは非常に矛盾するわけでございまして、むしろ教育委員会法の精神を大臣はよく了解しておられないのではないかと、認識が足らぬのではないかと。従つてこの問題は、便宜的に助役に手伝つてもらうというものでなくては、むしろ市町村長の補助機関である助役が、先生方の人事権に介入する、そういうふうな外部の支配配が起る危険性があるから、教育の独立を守るために兼任はいかぬ、そういう精神になつておる。それを認めておる。しかし、なるべくそういうような暫定的な措置をなくして、本筋にもやらなければならぬことである。ところが第六條でやりますと、この暫定的なものがある／＼本則の方に食い込んでしまふ。むしろ精神を没却してしまふ方向に進むのじやないかと、うろたひな危険があるわけです。ですから私たちがとしては、こういうような暫定措置を撤げるような、逆行するようなことをしないで、たとえば市町村でなせ専任の教育長を置かないか、別の面からその問題を具体的に解決して行く方に進むべきであつて、それを非常に便宜

的に考えられることは間違いないと思つておられます。さらに御見解を伺います。

○大達國務大臣 教育長に資格のある専任の人をそろえる、これがきつめて望ましいことでもあり、また教育委員会の仕事の上からいつても、それがいいことであるという点についてはまつた同感であります。先ほど申し上げましたのは、多少私の言い方が足りなかつたというか、誤解を招いたかと思つたのであります。教育長は委員会の規定として他に兼任してはならないというふうな制限はないのであります。もちろん専任の人が専心これに當ることが望ましいというところは問題ないものであります。ただ第六條の規定は、地方公共団体の長であるところの町村長とか、副長というか長の代理をする助役といつた人々が、その地方公共団体の職員であるとか、あるいは常勤の職員を兼ねることは、地方公共団体の運営の上からいつてできないという規定がありまして、それに対する例外規定として設けられた、こういう意味を申し上げたのであります。教育長に専任の人を得ることに努める、これはきつめて望ましいことであり、また直接法律に触れる触れないは別として、教育委員会の本旨にかなうものであります。こういう点はまつた同感であります。

ならぬということが大きな理由であつた。われ／＼の聞いてるところでは、そういう心配はさせない、必ず平衡交付金とかそういうことで十分財源措置を講ずるからというのでその反対を押した切つた、全国町村会などもそののんではずであります。ところがその後十分の財政措置をしてもらない、またいろいろ／＼な面からして実際に委員会を設けてみてもどうも実効が上らないし、金はだん／＼かかつて来る、ますます市町村長の反対が強くなつて来ている。最近においては、全国町村会の役員会においても、これをもうやめてしまふという決議をしようじやないかというところまでいつておる。しかも、この六條の改正にありますが、政府としても本則に反するやうな暫定措置を、教育長、助役兼任といふことが好ましくないにもかかわらず、どん／＼続けてやらなければならぬ事態になつておる。こういう事態になつて来て、さらに今後改善される道がないとすれば、地方教育委員会というものをやめてしまふことが適当じやないかと思ひますが、大臣の御見解を伺います。

○大達國務大臣 先ほどお答え申し上げましたように、地方教育委員会というものは、教育の地方分権あるいは教育の民主化といふか、地方それ／＼の事情に即応して民意によつて運営されるべきものだ、こういう根本の趣旨から立てられておる制度でありますので、これはとにかく実施してまだ間もないことではあります。経費の上において人間的整備においても不十分の点があることはよく承知しております。文部省といひましては、これらの点を

ならぬということが大きな理由であつた。われ／＼の聞いてるところでは、そういう心配はさせない、必ず平衡交付金とかそういうことで十分財源措置を講ずるからというのでその反対を押した切つた、全国町村会などもそののんではずであります。ところがその後十分の財政措置をしてもらない、またいろいろ／＼な面からして実際に委員会を設けてみてもどうも実効が上らないし、金はだん／＼かかつて来る、ますます市町村長の反対が強くなつて来ている。最近においては、全国町村会の役員会においても、これをもうやめてしまふという決議をしようじやないかというところまでいつておる。しかも、この六條の改正にありますが、政府としても本則に反するやうな暫定措置を、教育長、助役兼任といふことが好ましくないにもかかわらず、どん／＼続けてやらなければならぬ事態になつておる。こういう事態になつて来て、さらに今後改善される道がないとすれば、地方教育委員会というものをやめてしまふことが適当じやないかと思ひますが、大臣の御見解を伺います。

○門司委員 いろいろたくさん聞かれておりますので、これ以上聞く必要はないかと思いますが、ただ大臣より先に事務当局に言っておきたいと思えます。事務当局から出されたこの資料を見てみますと、私の持つておる資料より、きょう出された資料の方が新しいのでありますが、数字をずつと洗つてみますと、AとBの關係が同じように五五％になつておる。こういう数字は、はやりもう少し明確に出してもらいたい。資料でありますから、間違ひがあつてはならぬと思います。これを数字的に見ますと、私の資料の中にはないものは、東京の五三％、それから

ますが、しかし何と云いましても、数から言うのと相当数のところに、こういう全然無資格者のいないところ、こういう六条のような措置をしないでも、兼業、兼任で間に合うのではないかとと思われるようなところがあるのであります。これらの点につきましては、何が実情をう調べになつたことがございますかどうか、宮崎県のごときは、兼任も置いておらない、兼業も置いておらない。全部専任で済まされておる。そこでこの教育委員会の教育長の問題につきましては、全国的に見て、非常にふぞろいなものになつておるのであります。こういうことの原因を文部

ては、私どもも相当の注意を持つて、それ／＼の県の実情には関心を払っておるのでございまして、かような各府県との差ができておりますのは、そんなふうな点が相当影響があるものと、私どもは承知いたしておるのでございます。

○門司委員　きわめて抽象的な御答弁で、私の聞いたことはよくわからぬのでありますが、文部省はこういう実態を、今のような抽象的な、ただ指導が行われておるのであらうというようなことでなく、もう少しこれには原因があるだろうと思う。置かれない原因も私はおのずからあらうと思う。従つて

かということは、相当疑問がある。同時に財政的措置がなされておらないということも大きな原因です。それらの点にもらみ合せて、そうして当然政府といたしましては、ほかにこの制度に対する改正案か何か考えられておつたのではないかというようなことが考えられるのであります。そう申し上げますのは、このことは大体二十七年年度の予算の中から二十八年度に移ります場合の財政的の考え方、財政的の関連はもちろんございますが、このこと自体というものは、明白に三月三十一日で切れるのだ、そうして四月から新しい

いたしませんでしたか。自治法の改正は、少くともこの前の国会でも私はやり得たと思います。従つてこの前の国会でもこういう問題は次善の策を当然とり得たと私は思いますが、これが今日までなおざりになつておつた。そして實際上は立法的に何ら効果のない権限のない人が教育長の職務についておるのを、そのまま見のがしてやる。そしてこの法律を合理化しようとする。ことだけでありまして、このごまかしによりまして——私がさつき申しましたように、どう考えても時期々々といひますか、文部省としてはこの制度に対して廃止するか、あるいははもとと大

きな改正案を出すかというような考え方があつたのじやないかと私は考えますが、もしそういう考え方があつたなら、私はむしろこういう法案を出さるよりも、さつきから議論になつておりますように、教育委員会法自体の大きな修正案を出した方が、こゝで糊塗するよりも筋が通ると思う。この趣旨はそれとは違ふのである。今まで助役が兼任することができなかったのは、助役が兼任するように自治法で一年延ばすのだ、当分の間延ばすのだから、従つて自治法に關係した法律だから、これを出すのだというお考えだと思ひますが、これと並行して私はやはり教育委員会制度の方に、何らかの処置がなされることが當然であり、また文部省としては當然考へていなければならぬと思ひますが、これについて大臣のお考えをひとつお聞きしたいと思ひます。

○大達國務大臣 ただいま申し上げますように、教育委員会制度の改正のかわりといひますか、あるいは一端として自治法改正の法律案が出たものとは私は承知いたしております。ただお話を承知いたしましたのは、今年の三月三十一日までと承知しております。従つてその後におきましては法律の規定する通りであれば、専任ということでもなく、少くとも資格のある人が教育長の職に充てられていなければならぬかつたはずであります。それが実情におきまして御承知のようにそういう人が得られないという点もありましようし、あるいはまた予算の都合もあつたかと思ひますが、実際には依然として助役が兼任しておるものが相当多かつ

た。これは正確にいへば法律に認めない兼任があつた、こういうことは率直に私は認めざるを得ないと思ふのであります。そこで今回の改正案はその事実をある程度認めて、そうして教育長はやはり資格のある人をもつて充てなければならぬ、こういう点も考えまして、それでこの「当分の間」云々という第六条の改正が出て来たのであります。これは助役について規定してあるのでありますから、助役以外におきまして資格のある人がこれに當り、あるいは学校長で資格のある人が兼任する、これはむしろさしつかえないのであります。これは助役に関する自治法の規定をこの点だけ修正する意味において、助役に関する限りの法案を提出したのであります。その点はさように御了承をいただきたいと思ひます。これがなるほど實際の上から見ると、三月三十一日以後においては、はなはだ法の趣旨に沿わない実情であつた。これを少しでも趣旨に沿うように直して行きたし、こういう意味であります。

○門司委員 私の聞いておりますのと、大臣の答弁は少し違つておるのであります。私は今大臣の答弁されたことはよく承知いたしておりますのであります。この法律はそのこのために出てくるのである。しかしこういう法律を出すのには、先ほどから申し上げておきますように、すでに三月三十一日でこれが切れることは前からわかつておる。従つて処置をしようとするれば、やはり三月三十一日以前に処置をしておかなければ、あとで自治庁に必要があれば聞きますが、一体こういう事務を助役が取扱つておつた場合に、明らかに自治法に對する違反だと思ひま

す。助役の兼任を禁ぜられておりますので、これらの処置を自治庁はどうするつもりであつたのか、それを今こゝで聞くわけじやないが、そういうことも考へられる。従つてそういうことを考へて参りますと、当然そういう事態が来るということはおわかつておつて、それに対する処置をしなかつたということ、先ほどからさう申し上げておられますように、何かそれに対する考へがなかつたかということ、それに対する考へ方がなかつたかとするなら、——この法律を出されまして、「当分の間」とここに書いてございしますが、それならつゞ込んでお尋ねいたしたいのですが、今までの大臣の答弁を聞いておられますと、教育委員会制度をおやめになる意思もないようであります。従つてこれを「当分の間」とはいつておりますが、完全に充足することのためには、私は大臣がお考へになつておられるように簡単には行かないと思ふ。四千何百といふ多くの資格のない人がありましますし、それから町村に参りましては、大臣も御承知だと思ひますが、小さな町村ではたとえ校長の五箇年の経験のある者であるとか、あるいは教育の事務に五箇年以上携つた者であるとかいふような、たとい教育長の資格をそこまで緩和された資格条件を持つ者も私にきわめて少いと思ひます。小さな村で学校が一つしかないところに校長が一人おつて、教育長を兼任するわけに参らぬと思ふ。そういうことになつて参りますと、人員の補充はきわめて困難である。従つて人員の補充に對して文部省ははつきりした見通しがついておられますか。並びに財政の問題について、自治庁ははつきりした見通

しがついておられますか。この二つをはつきりここで聞かしていただければ、私了解することができるのであります。従つて文部省としては「当分の間」とは書いてあるが、大体いつごろになれば五千人あるいは四千数百人の資格のある人、たといこれが兼任でありましようとも、一応資格のある人が新しく就任し得る見通しがついておるかどうか、この点見通しだけでよろしうございしますが、お聞かせ願へば幸ひだと思ひます。

○大達國務大臣 先ほど申し上げましたように、私の承知しております限りでは、従来文部省においてこの教育委員会の制度を廃止する、もしくは根本的に改正する、そういう意図はなかつたと思つております。

それから今の教育長の問題、これは實際の問題でありますから、なか／＼はつきりしたことは申し上げることができないと思ふのであります。とにかく建前としては本年の三月三十一日までの間は、實施直後の実情に即応するために助役の兼任を認める、その後におきましてはとにかく資格のある人を充てる、實際はなか／＼資格のある人は、御指摘の通り各市町村においてそれ／＼これを得るといふことは、なかなか困難であります。そこで助役の中にもし資格のある人があればそれもひとつ当分手伝つてもらう、こういうふうなだけのことであります。そして見通しにつきましては、これは本年に入りましてから、文部省といたしましては多少速成のきみもありましかつても、とにかく、鋭意養成をしておりま

す。また今後におきましても養成する計画を立てておりますので、できるだけ早くこれを充足して行きたい、こういう方向に進んでおるのであります。ただ何月何日まで、これがきちんとして整理されるという点は先ほど申し上げましたように、日を切つていつまでということは、事實上まだそこまでは見通しがしつかり立つていない、従つて当分の間というふうなあいまいな字句を使つておる、こういうことであります。

○門司委員 もう一つ私はつゞ込んで聞いておきたいと思ひますが、文部省の計画から見ますと、これを充足することのために助役その他の關係を別にいたしましたも、大体十四年かかる予定であります。ここに数字が書いてありますように、三百人ないし、二百六十人養成する場合、三百三十人に仮定して割つてみますと、大体十四年かかることが書いてある。かりにこういうふうな速成して養成して行きますとも十四年かかるわけでありまします。そうするとこれを速成して養成して行かないで、そういう人を雇つて行くといふことになりまします。先ほど申し上げましたように自治庁ではこの財源を何とかしなければならぬ、いわゆる教育長の資格のある人を——養成する人を別にして、急速にこれを補充しようとするれば、財源措置が必要である。従つて自治庁も文部省も両方關係がありまします。これを補充しようとするれば財源の補充をしなければならぬ。このままで行けば十四年かかる。一体急速にこれを補充した場合に、財源を十分に獲得する見通しがつきますか。財源關係をひとつはつきりしていただきたい。

○大達國務大臣 なか／＼むずかしいこ

とありますが、ただいま養成しておけるといふことを申し上げましたのは要するに補充でありまして、むしろ従来とても資格のある人は多数あるのであります。これが足りない、もしくはそれだけの地方でこれを得ることがむずかしいという関係で、補充する意味で鋭意養成しておるのであります。お手元にまわつておると思いますが、事務当局の調べております資料によれば、ことしの一月から三月の間におきましても、教育長講習で相当数の人間を養成しておるのであります。今後ともそれを続けて行きたい。それから財源の問題であります。これは自治庁の問題になるかもしれませんが、教育長の俸給その他の経費として、特に平衡交付金に見積つてあるというわけでないのは御承知の通りであります。ただ地教委の制度が新たに実施せられましてに伴ひまして、平衡交付金のうちに相当の金額が盛つてあることは御承知の通り。これは従来とも市町村におきまして学事といひますか、教育の方面に備品費にしましても、事務費にしましても、相当の経費を負担しておりますから、それにプラスして二十五億円というものが、平衡交付金に盛り込んでおるのであります。これを教育長の分が何ぼとひもをつけるといふことはできませんから、それを教育長にまわさなければ、いつまでたつても予算措置はできないという事になります。さういふことに御了承いただきたい。

○青木(正)政府委員 お答え申し上げます前に、一言お話を申し上げ、御了承を得たいと思ひます。委員の皆さん非常に御勉強をなさつておられますのに、私欠席しておりましたことを申訳なく存じます。ただありていに申し上げますと、九州の災害の経験によりまして、利根川が非常に弱いということ、きょう一都五県の関係の者と建設省と集まりまして、利根川の応急工事の問題を討議するという事で、私そちらの方に参つておりましたので、せっかく皆さん御勉強のところ欠席いたしましたことを、まことに申訳なくおわび申し上げます。

それではたゞいまの門司さんのお話であります。自治庁といひましては、教育委員会設置に伴う地方公共団体の負担につきましては当然に考慮しなければならぬことはよく存じております。ただし現在の段階におきまして、現状に即して二十八年度の予算を計上いたしておりますので、今後文部省の方の計画が進みまして教育長等が充足されますれば、それに対応して当然それに必要な財源措置は講じなければならぬと考へております。

○滝井委員 大臣にお尋ねいたしますが、助役がもし教育長の職を兼ねた場合に、教育委員会法に規定をしておるような教育長の職務を、完全に遂行することができるとお考へになるか。

○大達国務大臣 これは程度問題であるかもしませんが、私は教育長としての仕事は必ずしも支障はない、かように考へております。

○滝井委員 さしつかへがないということでございますが、しからば現在市町村におきましては、教育委員会と市町村長の側との間に、教育予算についていろいろ問題が多いのでございます。たとえば議会に對立予算を出すというような問題がたえず起つておるのであります。そういう問題が起つておるとき

に、助役というものが大事な教育の意向を代表して当然議院に臨まなければならぬ。一方助役は市町村における予算編成の枢機に参与する、むしろこれはかたがたのときものであります。一方また教育委員会においても教育長は有力な助言者であります。さういふお互いが相衝突するような場面というものが、現実の地方行政の上においては至るところに起つておりますが、それらの問題は助役が兼ねた場合にどうなるか。教育の立場と、予算編成権を握つておる市町村の側との立場の調整はどうやるのか、このことについてのお考へを伺いたい。

○大達国務大臣 これは御指摘の通り一利一害が伴うかと思ひます。さういふ意味で助役という町村長の代理をするような総括的な地位における人が、常勤の職員を兼ねることは禁止されておると思ひます。そこでなるほど助役が教育委員会の要求と、町村側からの実情との間に板ばさみになるという場合も、実際には起つて来るのではないかと思ふのであります。しかしまた一面におきましては両方の間に立つて、この関係を円滑に調整して行くというううな役割も果たせるかと思ふのであります。これは実際の事情によつて利益のある場合も考へられるし、また困つた事態が起る場合も考へられるかと思ふのであります。一概には言えない。いずれにいたしましても、本来の趣旨からいつて助役に兼任をさせないやうにすることが必要であると思ひますが、実際これをやつた場合にどういふ弊害が起り、どういふ点で利益になるかといふことは、一概に言えないと思ひます。

○滝井委員 問題は主体がどこにあるかといふことが、やはり論点の中心でなければならぬと思ひます。助役はあくまでも市町村の助役が中心なのでございませう。教育委員会の教育長を兼ねるということはあくまでも兼任でございませう。さういふことでは人間といふものは感情が動くものでございませう。二つの對立予算が出た場合に、自分の本来の精神がたゞい教育にあつたとしても、人間はやはり自分のポストがかわい。従つて市町村長なりの言う方針に向つて、助役が教育委員会の主張を押えるという立場に出ることの方が多いといふことは、まあ常識的な考へになりざるを得ない。さういふと、教育といふものは、何ものにも圧迫されてはいけないといふ教育委員会法第一の精神にまつた反する形が全国に何千と出て来る可能性があるといふところに問題があると思ふ。この点大臣どうお考へになりますか。

○大達国務大臣 これは兼任をしておる助役自身の行政的手腕と申しますか、それからその人の考へ方といふか、さういふことに基因することでありませうから、私は一概には申されな

しで、その利害といひますか、實際これを施行した結果、はたしてお言葉の通り非常に教育が圧迫されるかといふ点は、これは實際の問題として簡単に見通しができないのじやないかと思ふのであります。

次に、ついでであります。教育が不当の支配に屈せず行われる、これはまことにその通りでなければならぬのであります。これは教育そのものについての規定であると思ひます。さういふ点から、制肘を受けるという事は、これは教育というものが国の行政であり、地方の重大な事務である限り、また非常に大きな経費が伴う限り、さういふ面から制肘を受ける、制約を受けることは、これはやむを得ないことであります。これは教育においても同様であります。これは教育そのものがいかにゆる不当の支配に屈するのだといふことは当然のじやないか、さう思つております。

○滝井委員 實は現実にさういふことが起つておるのでございます。たとえば現実に、今も陳情を受けました。災害の県へ政府から融資を出して、さういふと、県知事というものは教育の方には金を持つて行かない。農業とか土木の方には持つて行くけれども、教育には持つて行かない、これが現実なんだ。問題はここにありませう。さういふと今申しますやうに、これらの助役がしからばさういふものをとつて行けるかと申します。自分の主にしておるポストに對しては忠実であつて、兼任の教育については忠実でない。現実の問題としてさうい

ふことになりまして、資格があるといふことは、やはり教育の面から見ても適任者である。従つて教育について理解の深い人である、さういふことが前提になるのであります。御指摘の通り、これが兼任でなくて充足されれば、これは一番いいのであります。ただ実情やむを得ずとして、かような法律案が提出せられておるのであります。

しで、その利害といひますか、實際これを施行した結果、はたしてお言葉の通り非常に教育が圧迫されるかといふ点は、これは實際の問題として簡単に見通しができないのじやないかと思ふのであります。

うことが起つておるから私はそう言うわけだ。大臣は現実にはそういうことではないとおつしやるけれども、現実にはよくあるわけだ。すでに災害が起つておる。学校が倒れておる、あるいは農地が流れ、あるいは道路がこわれ、そうすると、現在教育委員会と府県、市町村と別になつておるのですから、財政権を握つておるの知事あるいは市町村長に金が行けば、その金というものはひもつきでないのですから、別個になつておる教育委員会というものをそのまま子扱いにして、教育長は東京に上つて来て、われ／＼に金を何とかしてくれというのが現実ですよ。これは文部大臣御存じあるかどうか知らぬが、これが現実です。あなたの主管の教育長自身が、現実には災害が起つて金がまわつて来ているけれども、もたぬというのが現実なんだ。だからそういう点から考えても、これは現実の問題として神妙に考えなければ、不当の支配によつて教育が圧迫されなことは言えない。現実にはそういう事態が起つておる。そういう点について大臣は御存じかどうか伺いたい。

○大達國務大臣 これはどうも予算をそれ／＼の方面で思うようにもらいたい、ところがさいふを握つておる方ではなか／＼そうは行かない。これは至るところに行政の面においては当然起ることでありまして、一家の経済におきましてどういふ場合におきまして、これは起るのであります。そこで問題は教育長を助役がかねた場合に、さらにそういうことを激成するか、あるいは逆に教育に対する助役の理解が深まつて、教育についての予算とか何とか、そういうものについて理解ある

態度を町村がとるようになるか、こういう問題であらうと思ふのであります。現実、たとえば北九州の災害につきまして、つなぎ融資をぜひ教育関係にまわしてもらいたいというふうな熱烈な陳情があります。私実は先ほどその陳情を聞いておつたのであります。それはむろんそういうことはあろうと思ひますが、今申し上げますように、この助役が兼任することによつて、ます／＼教育費というものが圧迫されるといふ場合も、これは想像できると思ひます。逆に非常な理解があると思ひます。逆にならぬこともあり得ると思ひます。とにかく助役が兼任するといふことは、これがいゝんだと積極的には言えないのであります。実情に即応して暫定的にやむを得ざる立法措置と、かように御承知を願ひたいと思ひます。

○大達國務大臣 この法律が国会を通過して成立いたしますれば、もちろん法律の規定がそうなつておるのでありますから、その以外のものをやらせるということはできません。○滝井委員 そうしますと、教育委員会法における資格のある教育長、それから資格のある助役が、こういうう者以外は認めない、こういうことで了解してさしつかへございませうか。○大達國務大臣 この法律が成立したならば、その通りであります。○滝井委員 しかれば現在資格のない

事務取扱員四千二百七人というものがあつますが、この法律が通過した場合には、これをどういふふうにして充足いたしますか。○田中(義)政府委員 私から申し上げますが、この事務取扱員の問題は無資格者がございますから、結局望ましかる状態になり、極端に言えば違法状態にはなります。しかしそれでは事務取扱員といふものはこれをただちに絶対拒否するかと申しますと、その点につきましてはやはり漸次充足して行くといふこと以外には、實際問題としてはないだらうと思ひます。

○大達國務大臣 私先ほど申し上げたのは、この法律が成立した場合の法律上の建前は、まさにその通りであります。こういうことを申し上げたのであります。ただ実情は、規則と實際が伴ふぬものですから、現にことしの三月三十一日から今日までの間に、法律の趣旨からいつて、どうも違つたやうな事実があるものであります。結局そこは實際と法律との間が非常に食い違つて来て、非常に困つた問題でありまして、これはとにかく早くなくすことにいたしたい。本来、形式的に申し上げますと、教育長は欠員といふことになるかもしれない、ただ下の

事務を扱うスタッフだけになつて、欠員といふことに、表面を糊塗すればなるであらうが、これはどうも實際と制度とがな／＼マッチしないところから起る現象でありまして、これはまことに遺憾なことでありまして、どうぞさうに御了承願ひたいと思ひます。

○大達國務大臣 しかれば四千二百七人の年次補充計画、これははつきり数がきまつておるのですから、これは当分の間、私大分譲つて来たのですが、この見通しは立たぬとは言えなからうと思ひます。この四千二百七人の年次補充計画ぐらゐは、これは立ててもらわなければならぬと思ひますが、これはどの程度で充足しますか。○田中(義)政府委員 ただいまもお話が出ておりますように、文部省としては法律上申しますなら、事務取扱員は違法である、それでそういうことのないやうに、現実の人事を処置して、私どもの教育委員会がございまして、私どもとしてはそれを認める、認めないといふことは実は言えない立場にございます。ただ實際問題としては、教育委員会でもどうも都合がつかないといふので、さういふことをやつておられるのを実は困る／＼と言ひながら見ておるのが實際です。その充足計画をとおつしやいますと、これは先ほど来申し上げるやうに資格者としては数万おります。のみならずそのうちから先ほど申しましたやうに今後おいたしますし、教育委員会の人事補充については、不自由をかけないやうに実は努力いたしておるのでございまして、その点で御了承をいただきたいと思ひます。

○滝井委員 最初からこういう事務取扱員のようなものがあるところは、おそらく非常に辺鄙なところが多いだらうと思われまして、なか／＼財政上の負担その他にもたえられないと思ひます。○大達國務大臣 この法律と申しますか、一定の資格をきめる、それが実情と少し離れて、行き過ぎと言つては語弊がありますが、いわば理想のやうな形になつておる。そこに無理があることは、これはどうも率直に認めざるを得ないのであります。なるほどこれは先ほどお話がありましたやうに田中局長が実情を非常に正直に言つたものでありますから、実情その通りのことなのであります。それでこれは規則ができませんれば、教育委員会の方では教育長に資格のない人を選任し、また助役である資格のない人間に兼任させるといふことはできないのであります。従つてこれは法律違反といふことになりま

す。私どもの方からいへば、そういうことはけしからぬから、法律の規定通りにやれ、こういう指導をして行きたいのであります。が、実情が、いわば法律の方が理想を掲げた形になつて、實際得られぬものを、それをしないのが悪いといつてしがるわけにも行かないのであります。従つて文部省といったし

ましては、こういう法律を出します以上は一生懸命で養成をして、できれば世話もする、こういうことで早く実務が法律の期待する通りにそまて追いついて来る、こういう方向で努力したい。かように考えております。従つてこの当分の間ということとは、決して二十年も三十年も先というふうな無責任な気持はちつともないのでありまして、できるだけ短期間にそれがなくなるようにしたい。こういうふうな思つております。

○滝井委員 今の御答弁のように法律は理想であつて現実とはなかに、その法律に沿つていない。沿つていない現実というものは市町村の現在の財政が、この法律にマッチしない程度に貧弱であるということに帰着する、こう考えられます。従つて現在の日本の財政状態から考へて、この法律の理想とマッチする程度に、現実を引上げるためには、相当程度国の財政支出、財政的な援助というものを、貧弱なる市町村に与えなければ、この法律にマッチするやうな形の教育長というものは、できて来ないと思ふ。そういたしますと、これは結論的になるのですが、教育委員会というものを必置の機関でなく、過渡的な制度として任意設置のものとするという方法にした方がよいのではないかと、一つ、一つの案として考へられるのですが、大臣はそれに対してどう考へられるか。これをもつて私の最後の質問といたしたいと思ふ。

あるから、ねつから教育委員会というものをやめてしまふということまでは考へておらぬのであります。○横路委員 大臣にお尋ねいたしますが、当分の間ということなんです。この問題は実務上は昨年の十一月一日から教育委員会発足の当時、たしか岡野文部大臣は三十九億要求したわけなんです。これは全国の市町村に全部教育長を置いて年間九十三億、ところがたしか十億八千九百万に査定された。今年はその十億八千九百万を五分の十二というところで、昨年は五箇月分、今年一年分にする、教育委員会の費用は何にもふえていない。文部大臣、平衡交付金の中に算定した費用は実は一億もふえていないのです。そうすると実際どういふ具体的な数字からいって——大臣は、今度大臣におなりになったのですから、これからあとの責任がある。初等中等教育局長もおかしいと思う。去年から一億もふえていない。大臣よく考へていただきたいのは、専任の教育長はいないのではない、いるのです。これは先ほど大臣がおられない間に局長が答へられたが、現に有資格者が五万四千四百九十九人。この中から約十分の一以下の大体四千五百人程度はなるだろう、大体あと四千五百人くらいあればいいだろうというので、今年の一月から三月まで二十七年度の予算で、四千五百四十九人教育長の講習で養成したから、あり余つてゐる。ところが自治庁の方から頭から半分はいらぬぞと押さえられてゐるからいけないのだ。ですから大臣がおつしやるやうに当分の間ということとは、ほんとうに十年先、二十年先でないというところになれば、昭和二十七年の発足のときよりは、二十八年度に、とにかく何ばか頭を出して来なければ、これは率直なところ何ば局長が正直者であつても、政治力がないと言われてもしょうがない。この点を一つ大臣に伺いたいが、これはほんとうに非常に重要なことなんです。

もう一つは滝井君が言われました点で、非常に問題があると思ふのは、大臣も御承知のように市町村の教育委員会が五人で委員会をつくつてゐる場合に、一人はいわゆる市町村議員で兼任してゐる。その兼任してゐる者の任務は、いわゆる当初予算の教育予算作成にあつて、地方公共団体の長との調整をとるために入つてゐるわけでありませう。そのためにわざ／＼市町村議員が兼任されてゐる。それは市町村の地方公共団体の長との間のあつせん調整のためだ。ところが教育長もまたその地方公共団体の長の下にいる補佐する助役がやるといふことは、二重にこの教育委員会が独自の考へで立てられた案に対して、滝井君の話でないけれども、やはり不当に干渉されるおそれがある。原則としては、遂に助役は兼任できないといふことをうたうのが原則だと思ふ。そうでなければ市町村議員で委員を兼任させるといふあの制度がおかしくなるのです。これは確かに矛盾だと思ふので、本来から言へば附則第六条のところには、この助役については教育長を兼ねることができない。これはこういうふうな政府の方で出されるのが、市町村教育委員会が教育委員の一人をわざ／＼議員の兼任にしたという関係からいつて当然だと思ふ。あとは藤田さんも御意見があるやうですから、この二つの点を大臣に伺いたい、予算は一億も獲得してありませんから、これだけはつきりと申し上げておきます。

○大達國務大臣 ただいまのお話はまことにこもつともであります。今後ぜひいざいこの予算をいただくように努力したいと思ひます。それから今の助役の兼任の問題であります。これはなるほどお話の通りであります。この趣旨は今横路君が仰せられた通りの趣旨だろつと思ひます。そこで助役を兼任させるといふことは、ただ兼任させた場合実際の影響がどうかという点について申し上げたので、この法律の趣旨は市町村団体の側と教育委員の方との連絡、理解を深めるといふ意味で助役の兼任をここで認めたのではないのであります。これは法文に明らかである通り助役を一時借用する、(笑)こういうことであります。そこで従来の助役といふものは、教育委員会法が実施されてない以前においては、事実上町村側における教育事務、学事に關するいろ／＼な経理の事務、これは助役が総括して、いわば教育長の職務の一半をやつておつたのでありますから、その關係で施行された當時に暫定的に助役の兼任を認めた、それをさらにもう少し継続させるを得ない実情である。ただいつまでも同じことで、資格も何もないものを兼任させるのはおもしろくないから、資格のあるものに限つて暫定的に当分の間兼任を認める、こういう趣旨でありまして、これを連絡のためとかいつもりはないのであります。

○横路委員 私は文部大臣にお尋ねしたいのですが、一番問題になつてゐる専任の教育長の財政的な措置その他の問題と関連して、改進黨の方の修正で、きのう通りました修正案の平衡交付金の五十億、あれをまる／＼文部大臣は——市町村の義務教育費の不当な切下げに對する充當なきのうお話のありました公立学校、高等学校の方に、自治庁の方でまる／＼五十億もつきでとりになることができれば、私は今御苦勞なさつてゐる教育委員会法の専任教育長の問題も、大分緩和されると思ひます。いざいこの問題は地方財政平衡交付金の問題になつたときに、重ねて大臣にお尋ねいたしますが、今御決意のほどだけ承つて私終りにいたします。

○大達國務大臣 これをまる／＼教育費の方にひもつきでまわしてもらうといふことは、言うまでもなく非常に望ましいことに違ひありませんが、さやうなことになるとどうか、今のところ自信はあまりありません。ただ特に当委員会においてはよく御承知の通り、地方団体が財政の上で非常に困つて年々赤字を出してゐる、その實際の原因が教育費に非常に関係してゐること、は、明らかな事實であるのでありますから、せつかく五十億増していただけたとすれば、それは相当部分が教育費にまわされるということ、期待してゐる次第であります。

○藤田委員 私最後の質問であります。大正五年に内務省に入られて約三十年間、地方行政を體驗されております文部大臣であるから、特に伺ひたいのであります。二年前に地方教育委員会のできるとき、これは自由党

ます一般にもそういうような考えが相当あるようにも思います。そういうために、せつかく発展を期待されておられるながら、この教育委員会が発展し得ない、伸び方がおそいということも、私は考慮しなければいけないと思うのであります。この点に關しまして、大臣ははたしていかなるふうにお考えになつておるか、どういう方向に義務教育費国庫負担法あるいは教員の身分法と申しますか、職員法をお考えになつておられるか、その点をこの機会に伺つておきたいと思ひます。

○大達国務大臣 義務教育職員法につきましては、今回の国会にはまだ提案

して来られたのであります。また今後は
おきましても、ただいままでのところ
では、これを今期国会に提案するところ
まで考えをきめておりません。但しこ
れをそのままやめてしまつたというわ
けじやないのでありまして、これにつ
きましては、重大な点も含んでおりま
すので、十分検討を重ねた上で結論に
達したい。結論に達しますれば、今期
国会においても提案するようなことに
なるかもしれない、そうでないかもしれ
ない、目下検討中であります。そう
してその場合において、ただいま床次

○中井委員長 次会は公報をもつて通知することとし、本日はこれをもつて散会いたします。

午後五時二十五分散会

印刷者 大藏省印刷局